

1. 補助対象

- 病床確保料の支給対象期間は、段階1～3の期間
- 各段階において府が登録した確保病床数を上限とし、「即応病床のうち診療報酬が発生していない病床」及び「即応病床を確保するために休止せざるを得ない病床」(ただし、病床確保計画に基づき、段階3の確保病床数については積み増す可能性があります。)
- 休止病床の補助上限数は、即応病床1床あたり1床(ICU・HCU病床は2床)。※1

2. 補助単価
(日額)

病床の区分	特定機能病院等	その他医療機関
ICU	174,000円	121,000円
HCU	85,000円	85,000円
上記以外の病床	30,000円	29,000円

3. 補助要件

- 医療機関等情報支援システム(G-MIS)に入院受入状況等を確実に入力していること。※2
- 病床確保料の一部を医療従事者に対する処遇改善を行うために用いること。
- 新型コロナウイルス感染症患者等の入院受入要請があり、正当な理由なく患者を受け入れなかった場合や、一時的に看護師等が配置できず入院受入ができない病床は、病床確保料の対象となりません。

※1. 休止せざるを得ない病床が発生し、実際に休止した病床(上限数内)が対象です。 **自動的に、即応病床数 = 休止病床数にはなりません。**

※2. G-MISの日次調査の「即応病床数」に、実績日時点の段階における、確保病床数を上限に入力してください。

また、空床数確認表の提出時は、G-MISの即応病床数と空床数確認表の即応病床数が、日ごとに合致するようにしてください。

4. 段階移行と病床確保料

- 国の方針に基づき、段階移行の判断は原則水曜日に行うこととなります。それに伴い病床確保料の対象期間は、水曜日から翌週火曜日の1週間ごとの段階に応じて判断します。なお、段階移行を判断する水曜日は、新しい段階が適用されます。
- 段階1から段階0への移行に関しては、段階0を通知する前日までが病床確保料の対象となります。また段階1から段階0への移行は、水曜日と異なる日に判断する可能性があります。

5. 準備期間（病床）

- 感染拡大局面において、府からの段階切替の要請後に「即応病床」への転換を始めた場合、その準備のための期間については、病床確保料の対象となります。ただし、府が段階移行を判断する前に独自に準備を始めた期間や準備中に段階が下がり確保対象外となった期間は、病床確保料の対象となりません。

6. 10月中の経過措置

- 10月1日から31日までの間は、段階1に確保病床を有する病院において即応病床を運用していた場合は、病床確保料の対象となります。

7. 注意事項

- 本補助金は、国の会計検査院の調査官が直接医療機関へ臨場しての实地検査等が個別に実施されています。日ごとの確保病床の配置場所や診療報酬発生の有無等は各医療機関において正確に把握し、対応できるようにしてください。
- 過去に補助金の過大交付があったとして指摘を受け、具体的な医療機関の名称も公開され、報道された例も見受けられますので、適正な交付申請及び実績報告をお願いいたします。